

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	カブシキガイシャマブチショウジ	
	株式会社馬淵商事	
事業者の所在地	(〒103-8248) 東京都中央区日本橋本町1-7-4 岡本ビル	
事業者の連絡先	電話番号	080-7047-1446
	FAX番号	
	ホームページアドレス	http://www.mabuchi-net.co.jp
事業者の代表者名	代表取締役 馬淵 祥正	
事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	セコムカブシキガイシャ	
	セコム株式会社	
事業者の所在地	(〒150-0001) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	
事業者の連絡先	電話番号	03-5775-8100
	FAX番号	
	ホームページアドレス	http://www.secom.co.jp/
事業者の代表者名	代表取締役社長 吉田 保幸	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業主体の名称	フリガナ セキスイハウスシャーマゾンピーエムトウキョウカブシキガイシャ 積水ハウスシャーマゾンPM東京株式会社	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-1-1	
事業主体の連絡先	電話番号	03-5350-3900
	FAX番号	03-5350-5201
	ホームページアドレス	(有) 無 https://www.sekisuihouse-f-tokyo.co.jp/
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	佐々木 邦裕
	職名	代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	不動産の賃貸借の仲介、斡旋並びに代理／不動産の賃貸借／不動産の管理／ 建築工事、造園工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、 屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、 ぼ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、 熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の設計、施工、 請負及び工事監理損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務／ 保安警備業、清掃請負業及び産業廃棄物処理業／ コンピューターソフトウェア及び情報処理システムの開発、売買及び貸借／ 情報処理サービス事業並びに出版物の製作及び売買高齢者向け住宅、有料老人ホームの 経営及び経営コンサルティング／高齢者向けサービス業務／ 介護保険法に基づく介護サービス提供事業及びそのコンサルティング／ 不動産賃貸借における家賃等の債務保証／集金代行及び事務代行／会員特典、 福利厚生サービス代行／債務の保証並びに不動産及び事業用建物のリース業／ 前各号に付帯する諸般事業	

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ マストクレリアンカグラザカ マストクレリアン神楽坂	
住宅の所在地	〒162-0813 東京都新宿区東五軒町4-8	
住宅の連絡先	電話番号	03-3269-5405
	FAX番号	
	ホームページアドレス	https://www.grandmast.jp/
住宅の管理者名	積水ハウスシャーマゾンPM東京株式会社 グランドマスト事業部	
住宅の開設年月日	2015年3月10日	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

入居者様が安心して日常生活を送ることができるよう、後記の基本サービスを提供いたします。
また、入居者様が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図った上で、ご希望があればご紹介をさせていただきます。
なお、入居者様は、連携先以外の外部サービス提供事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由を選択することができます。
各サービスの提供者は、下記の「※提供者」に記載しています。
夜間の緊急時対応については、委託先である戸田ビル㈱が、㈱セコムに再委託を行います。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

当住宅では看護師がいないため、常時医療行為が必要な方への対応はできません。
医療行為が必要な場合は、協力医療機関との連携による対応が可能な場合があります。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）		・毎日1回安否確認を行います。 ・安否確認の方法（訪室又は架電）や時刻のご希望を入居時にお聞きます。 ・各住戸に設置されている人感センサーにより、12時間以上生活反応が検知されない方には、訪室又は架電で安否を確認します。 ※提供者：㈱馬淵商事
生活相談		・日常生活全般に関する相談をフロントにて個別にうかがいます。 ・介護保険サービス利用手続き、利用方法についてご相談に対応します。 ・近隣の介護事業所、医療機関、病院等をご紹介します。 ※提供者：㈱馬淵商事
緊急時対応	66,000円（税込） ／月額 1人入居 110,000円（税込） ／月額 2人入居 154,000円（税込） ／月額 3人入居	【9時～18時】 ・日中は、各住戸の居室、トイレ、浴室、洗面所に設置してある緊急呼出しボタンを押していただければ、現地フロントと警備会社に発信され、日中は連絡を受けたフロントスタッフが各住戸まで駆けつけ、必要な対応（救急車手配等）を行います。 ※提供者：㈱馬淵商事 【18時～9時】 ・夜間は、警備会社が通報を受信し、必要に応じて、各住戸まで駆けつけます。 ※提供者：㈱セコム 【7時～9時、18時～22時】 ・上記時間帯については、委託先である警備会社（㈱セコム（再委託））とナイトスタッフ（㈱馬淵商事管理員（委託））が連携協力して対応します。なお、夏季3日間、年末年始5日間はナイトスタッフの休業日の為、㈱セコムのみ対応になります。 ※提供者：㈱セコム、㈱馬淵商事

上記以外の生活支援サービス等

（本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）

サービスの種類	料金	（提供内容・方法・提供者）
食事の提供サービス	52,440円（税込）／月	・食費は毎月末締め翌月27日に口座振替でのお支払いとなります。（27日が銀行休業日にあたる場合は翌営業日） ・食費：左記金額は、朝夕食を30日喫食時の金額です。【朝食648円（税込）、夕食1,100円（税込）】 ・入居者本人喫食の朝食のみ軽減税率適用となります。 ・朝食の時間は8時～9時30分、夕食の時間は18時～20時です。 ・食事は、住宅内の厨房にて調理員が調理いたします。 ・体調を崩された場合には、別途330円（税込）でお部屋までお食事を運ぶサービスもございます。 ・食事を希望またはキャンセルする場合は、喫食希望日の2日前12時までに所定の用紙に内容を記入し、フロントに提出していただきます。それ以降のキャンセルについては、キャンセル料（実費）が発生してしまいますので、お気をつけ下さい。 ※提供者：㈱馬淵商事

協力医療機関	名称	医療法人社団曙光会 コンフォガーデンクリニック
	住所	東京都新宿区河田町3-2
	診療科目	内科、小児科、整形外科、皮膚科
	協力内容	医療サービスの提供

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	生活支援サービス契約書第6条に基づきお支払いいただきます。 ただし、食事サービス費は、食事サービス提供契約書第4条に基づきお支払いいただきます。
支払方法	サービス費のお支払いは銀行振込等による方法と口座振替を利用する方法があります。 いずれの場合も、手数料は入居者様の負担になります。

6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況						
窓口の名称		積水ハウスシャーマゾンPM東京株式会社 グランドマスト事業部				
電話番号		03-5350-3900				
対応している時間	平日	9時	00分	～	18時	00分
	土曜	時	分	～	時	分
	日曜	時	分	～	時	分
	祝日	時	分	～	時	分
定休日		土曜・日曜・祝日（夏季・年末年始休業別途有）				
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応						
具体的な対応		本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。				
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況						
① あり		実施日	6/1～6/30			
		結果の開示	① あり 2 なし			
2 なし						

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。 なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前にフロントへご連絡下さい。
共用施設の利用について	食堂・ラウンジ お食事以外でも右記時間帯でご利用できます。〔9：00～20：00〕

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
入居者は事業者に対して、解約する2ヶ月前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます（生活支援サービス契約書第9条参照）。		
契約解約時の連絡先	名称	積水ハウスシャーマゾンPM東京株式会社 グランドマスト事業部
	電話番号	03-5350-3900
事業者からの解除		
事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	有 ・ 無 （施設賠償責任保険／共栄火災海上保険株式会社）
---------------	-------------------------------

説明年月日 _____ 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

利用者様・連帯保証人様に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者 _____ 積水ハウスシャームゾンPM東京株式会社 / _____

所在地 _____ 東京都渋谷区代々木2-1-1 _____

代表者名 _____ 首都圏営業課長 浅子 立美 _____ 印

説明者 _____ 印

私は、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

利用者氏名 _____ 印

同居人氏名 _____ 印

同居人氏名 _____ 印